

津市総合計画の概要



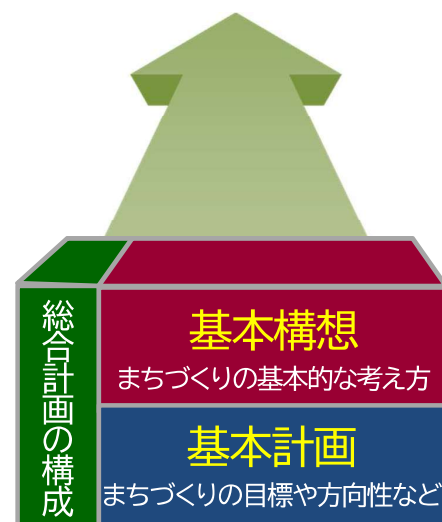
総合計画とは

まちづくりは、防災や福祉、保健、医療、教育、都市空間、商工、観光など、
様々な分野の取組によって進めるもの

まちづくりという大きな事業を進めるためには、それぞれの取組の方向がバラバラにならないよう
市民と行政が同じ方向を向いて、
ゴールとする「**将来あるべきまちの姿**」を共有することが必要

市民と行政が共にまちづくりを進めるために、
目指すべき都市像や、その実現に向けた
取組の方向性を示すものとして策定

将来あるべきまちの姿



法的背景(策定義務の撤廃と津市の対応)

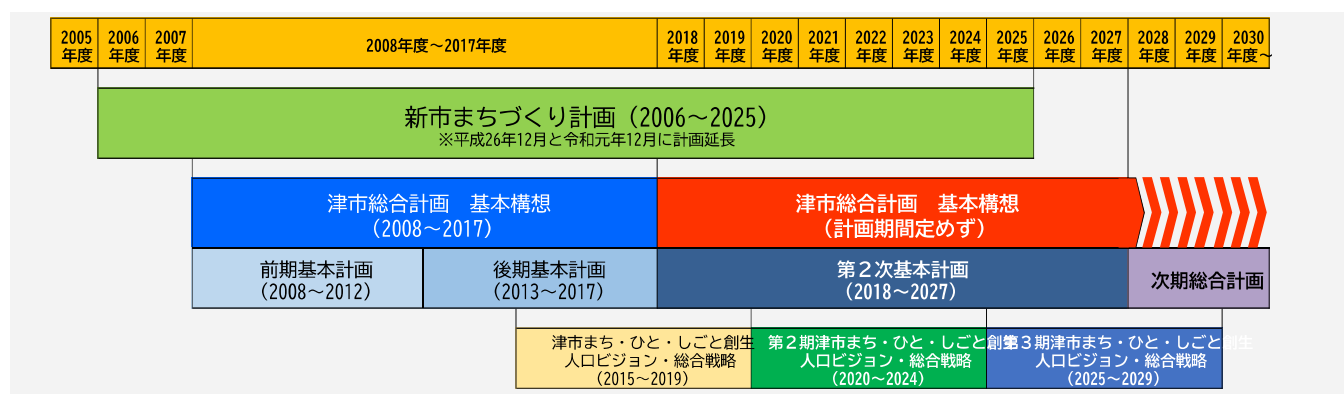
昭和44年、地方自治法の改正により、
市町村基本構想の策定を義務化

地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)」が平成23年8月1日に施行され、
市町村基本構想の策定義務を撤廃(策定任意化)

津市では、「津市議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年12月21日条例第44号)」が制定され、
「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止」
について議決を要することとなった

3

まちづくりのための各種計画



前総合計画

- 津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、合併後は初めての総合計画として策定
- 計画期間は、平成20(2008)年度から平成29(2017)年度の10年間

現行の総合計画

- 平成30(2018)年度からスタート
- 基本構想は、計画期間を定めない
- 第2次基本計画の計画期間は、平成30年度から令和9(2027)年度の10年間

次期総合計画

- 令和10(2028)年度からスタート
- 基本構想は、現行を継続
- 第3次基本計画の計画期間は、令和10年度から令和19(2037)年度の10年間

4

現行の総合計画の概要

基本構想 計画期間定めず

望ましい
まちの姿

市民がそれぞれの幸せを実感し、
心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち

まちづくりの大綱

- 1 子どもたちの未来に向けて
子ども・子育て、教育
- 2 市民の健やかな人生設計に向けて
高齢・障がい福祉、保健・医療
- 3 市民の安全と安心の確立に向けて
防災・消防、防犯・交通安全
- 4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて
環境、住環境、都市空間、生涯学習、
スポーツ・文化、コミュニティ、人権・男女共同参画、
国際・国内交流・多文化共生
- 5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて
商工・雇用、農林水産、観光
- 6 市民の幸せを実現する市役所に向けて
対話連携、地域連携、行政経営、財政運営

津市らしいまちの形成

第2次基本計画 計画期間10年間

将来像

笑顔があふれ幸せに暮らせる県都津市
く夢や希望、明るい未来が広がるまちへく

目標

- 目標1 子どもたちの未来が輝くまちづくり
安心して子どもを生み育てられる環境の充実 など
- 目標2 安心して健やかに暮らせるまちづくり
社会の変化に対応した福祉の充実 など
- 目標3 いのちと暮らしを守るまちづくり
いざという時の備えの強化 など
- 目標4 心やすらぐ住みよいまちづくり
環境にやさしい社会の形成 など
- 目標5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり
生涯を通じた学びの推進 など
- 目標6 魅力と活力を生み出すまちづくり
働ける・働きたくなる環境の整備 など

将来像の実現に向けて
市民の思いや願いに応える市役所、高みをめざす行政経営

土地利用の方向性